

岩手県告示第628号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成22年7月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成22年6月24日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 川上建設
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市田鎖第1地割5番地2
 - ウ 代表者の氏名 川上秀雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第421号
 - (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年6月22日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成22年6月28日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社中村建設
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市東山町長坂字町185番地
 - ウ 代表者の氏名 中村隆行
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第7309号
 - (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年6月25日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成22年6月28日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社エフテックス
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市天昌寺町4番43号
 - ウ 代表者の氏名 藤村文昭
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第20209号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、機械器具設置工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年6月25日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、機械器具設置工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。